

令和7年度 第5回農業委員会総会 (7. 8. 21)

開 会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和7年度・第5回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 11番 小川委員、12番 浅見委員にお願いします。

第1号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長～

1番	申 請 者
2番	申 請 者
3番	申 請 者
4番	申 請 者
5番	申 請 者
6番	申 請 者
7番	申 請 者
8番	申 請 者
9番	申 請 者
10番	申 請 者
11番	申 請 者

以上11件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 第1号議案から第2号議案の現地調査につきましては、8月15日午前
に4番金子委員、3番川島委員及び事務局、同日午後には9番村野委員、
14番酒井委員及び事務局とで行っております。
1番から11番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの
証明を発行するものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ブルーベリー、柑橘が栽培されておりました。適正に管理されており、問
題ございません。

事務局～ 2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ミカン、サトイモが作付けされておりました。また、夏野菜、スイカなどを収穫した畑も適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ミブルーベリー、キウイが栽培されておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、カキ、クリ、ナス、ミニトマト、サトイモが作付けされておりました。下草もなく適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、サトイモ、ネギ、キュウリ、ナス、トマト、ラッカセイが作付けされておりました。下草もなく適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、6ページ、6番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、カキ、ミカン、サトイモ、ネギが作付けされておりました。一部下草の管理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

事務局～ 7番

現地案内図は、7ページ、7番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、サトイモ、キュウリ、ナスが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、8ページ、8番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、カキ、キウイ、プラムが栽培されておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、9ページ、9番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、ウメ、ソルゴー、キウイ、サトイモ、シソ、トマト、キュウリなどが作付けされておりました。下草もなく適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 10番

現地案内図は、10ページ、10番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、ネギ、キュウリ、ニンジン、オクラ、サトイモなどが作付けされておりました。下草もなく適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 11番

現地案内図は、11ページ、11番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、サトイモ、ブルーベリー、ツルムラサキ、ヤツガシラ、ネギが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上11件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る認定都市農地貸付け等継続証明の件

議長～ 12番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 12番につきましては、認定都市農地貸付けを行っている農地の相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

12番

現地案内図は、戻りまして8ページ、12番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、トウモロコシの収穫が終わっておりましたが、適正に管理されており問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、農業経営継続中として証明することに決定いたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、7月11日から8月8日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議長～

- 13番 譲受人
譲渡人
- 14番 譲受人
譲渡人
- 15番 譲受人
譲渡人
- 16番 譲受人
譲渡人
- 17番 譲受人
譲渡人

以上5件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

13番

現地案内図は12ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

14番

現地案内図は13ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

15番

現地案内図は14ページ、15番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

16番

現地案内図は15ページ、16番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

17番

現地案内図は17ページ、17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

以上5件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を7月24日、8月5日及び8月14日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。
以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。